

令和7年度税制改正のポイント

本号では、令和7年度（2025年度）税制改正の概要について中小企業経営に関連する項目を中心に紹介します。

主な改正内容

1. 中小企業経営強化税制の拡充及び延長
2. 固定資産税の特例措置の拡充及び延長
3. 新リース会計基準の導入に伴う税制改正

【トピックス】①中堅企業向け賃上げ促進税制の創設

②法人版事業承継税制（贈与税）における役員就任要件の見直し

（注）本号に掲載されている情報は、発行時点のものです。最新の情報は国税庁のホームページまたは所轄の税務署窓口にてご確認ください。

1. 中小企業経営強化税制の拡充及び延長

中小企業経営強化税制について、適用要件の見直しや拡充措置を追加したうえで、適用期間を2年間延長します。この税制は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に記載された設備について、即時償却または税額控除の適用を認める措置です。

類型	要件	確認者	対象設備
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※単位時間あたり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		
【拡充】 経営規模拡大設備 (E類型)	●投資利益率が年平均7%以上 ●売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ●売上高成長率年平均10%以上を目指す ●前年度売上高10億円超90億円未満 ●最低投資額1億円OR前年度売上高5%以上 ●賃上げ率2.5%OR5.0%以上 等 ※E類型の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。	経済産業局	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円

【その他要件

・生産等設備を構成するもの ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等

売上高100億円超を目指す中小企業を対象とした措置が新設（E類型）され、工場等建物が新たに対象設備として追加されました。

100億企業を目指す成長意欲のある中小企業の設備投資を政策的に、より強力に後押しすることで、新たな100億企業を創出することが目的です。

2. 固定資産税の特例措置の拡充及び延長

中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、業績を問わず設備投資に伴う償却資産税の負担を軽減する措置が2年間延長となります。

特例企業の対象企業	市区町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金 1 億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定の要件	3～5 年の計画期間における労働生産性が年平均 3 % 以上向上する等、基本方針や市区町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価格要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率 5 % 以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画期間中に 1.5% 以上の賃上げ表明※ → 3年間、課税標準額を1/2に軽減 ・先端設備等導入計画期間中に 3% 以上の賃上げ表明※ → 5年間、課税標準額を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。 ※令和7年度より賃上げの表明に関する記載が必須		
	適用期限	2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）	

この軽減措置の適用を受けるためには以下の2点について認定経営革新等支援機関の確認(下図参照)を受けたうえで、市区町村に計画申請をし、認定を受ける必要があります。

〈認定経営革新等支援機関の確認内容〉

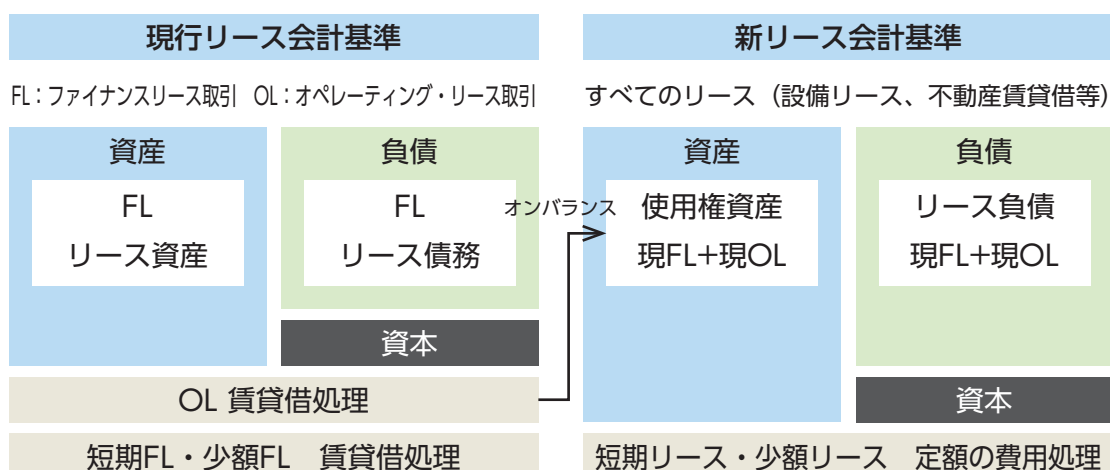
- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれるかについて確認
- 投資計画に係る設備投資の効果として、年平均の投資利益率が5%以上とすることが見込まれるかについて確認

なお、軽減措置の対象となる設備は、計画の認定後に取得したものに限ります。経営力向上計画のように、設備取得後に計画申請を認める特例はありません。

3. 新リース会計基準の導入に伴う税制改正

●新リース会計基準では、オペレーティングリースもオンバランスする

令和6年9月、企業会計基準委員会は国際財務報告基準（IFRS）との整合性を図ることを目的として新リース会計基準を公表しました。新リース会計基準では、リースの借り手側に対し、短期リース（リース期間12ヵ月以内）と少額リース（リース料総額300万円以下）を除くすべてのリースについてオンバランス（使用权資産とリース負債を貸借対照表に計上すること）を求めています。使用权資産とはリース契約で賃借する資産（従来のリース資産）のことです。



一方、法人税法では、オペレーティングリースについて、従来どおりリース契約に基づいた毎月の支払リース料をその事業年度の損金に算入するため、次のとおり、会計と税務で処理が相違することとなり、申告調整が必要となります。

会計処理＝資産を購入し、購入代金を分割払いしているものとして処理

- ・使用权資産を資産計上して、耐用年数にわたって減価償却費を計上
- ・毎月のリース料の支払いをリース負債の元本返済及び支払利息として処理

税務処理＝資産を賃借しているものとして処理

- ・毎月のリース料の支払いを支払リース料として処理

●中小企業の実務には概ね影響なし

企業会計基準委員会が作成する企業会計基準は、上場会社及び未上場の大会社（資本金5億円以上又は負債額200億円以上）に強制適用されるものであり、未上場の中小会社には強制適用されません。したがって、**多くの中小企業では、従来どおりの会計処理を継続することができ、実務上の影響はないものといえます。**

〈借り手側の税法に基づく会計処理（申告調整のいらぬ会計処理）〉

所有権移転ファイナンスリース	オンバランスしたうえで、使用权資産は減価償却を行い、毎月のリース料の支払いはリース負債の返済として処理します。
所有権移転外ファイナンスリース	オンバランスが求められていますが、オフバランスの処理をしても申告調整が不要となるように手当てされています。
オペレーティングリース	オフバランスし、毎月のリース料の支払いは支払リース料として処理します。

トピックス

【1】中堅企業向け賃上げ促進税制の創設

令和6年度の改正では中堅企業向け賃上げ促進税制が創設されました。中堅企業は大企業と比べて、国内における設備投資・人材投資の伸び率が高く、国内経済の成長に最も大きく貢献していることから税制面での支援が拡充されています。令和7年度の改正で、中小企業経営強化税制に、売上高100億円超を目指す中小企業を対象とした拡充措置が設けられたのも、この流れを汲んだものといえます。

中堅企業※向け	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率	最大控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナ くるみん or えるぼし 三段階目以上	5% 上乗せ	35%
	+4%	25%					

※ 従業員数2,000人以下の企業を中堅企業とし、この要件を満たせば中小企業も利用できる。

中小企業向け	全雇用者給 与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率	最大控除率
	+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみん 以上 or えるぼし 二段階目以上	5% 上乗せ	45%
	+2.0%	30%					

【2】法人版事業承継税制（贈与税）における役員就任要件の見直し

令和6年度の改正では、事業承継税制（贈与税）適用の前提となる特例承継計画の提出期限が令和8年3月末まで延長されましたが、令和7年度の改正では、さらに実質的な期限の延長が図られました。改正前は、後継者が贈与日まで3年以上継続して役員である必要がありましたが、この役員就任要件が事実上撤廃され、贈与直前に役員に就任していれば、税制の適用を受けることができるようになりました。ただし、令和9年12月末までの時限措置であることに変更はなく、延長の予定もありませんので、ご注意ください。

（出典）

- ・令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について（経済産業省）
- ・令和7年度（2025年度）経済産業関係 税制改正について（経済産業省）
- ・新リース会計基準について－借り手側の会計処理－（公益社団法人リース事業協会）

（公認会計士・税理士 有田 賢臣）

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。公庫 HP 上では、経営情報やその他の公庫刊行物のバックナンバー（一部未掲載号有り）を閲覧いただけます（右記二次元コードからアクセス可能です）。



発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>